

# 条件変更対応保証制度のご案内



中小企業金融円滑化法の趣旨に沿って、金融機関からの借入の返済条件を見直す際に必要となる資金の保証を行い、中小企業者の返済の軽減を行うことを目的とした「条件変更対応保証制度」の取り扱いを、平成 21 年 12 月 15 日から開始しました。

## ご利用いただける方

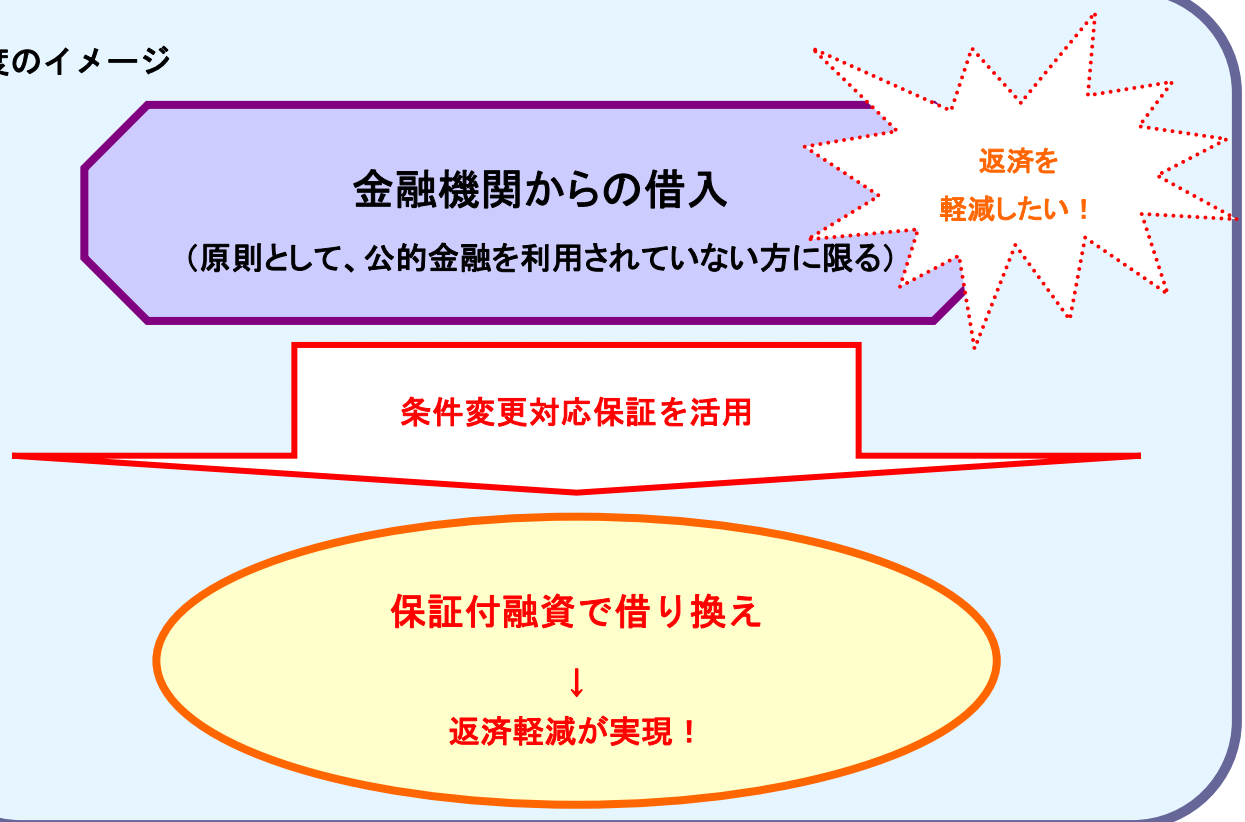
**保証申込時点において、**

**原則として、公的金融を利用されていない中小企業の方**

公的金融とは…

日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫からの借入等  
及び信用保証協会の保証利用のことです。

## 制度のイメージ



なお、当協会をご利用中のお客様の保証付借入の返済方法変更等のご相談・お申し込みにつきましては、これまでどおり、各事務所・支所において対応させていただきます（窓口につきましては裏面の「保証相談担当部署」一覧をご参照ください）。

【制度の概要】

ご利用には審査がありますので、ご希望に添えない場合もございます。

取扱期間	平成21年12月15日から平成23年3月31日まで ※平成23年3月31日までに信用保証協会へ保証申込をしていただくことが必要です。
対象者	原則として、保証申込時点において、公的金融（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等による貸付等及び信用保証協会による保証）の利用がない中小企業の方
申込方法	必ず、取扱金融機関を通じて申し込みしてください。 なお、本制度にかかる覚書を当協会と締結した金融機関に限ります。
保証限度額	1 企業者：2億8,000万円（無担保保険にかかる保証8,000万円を含む） 1 組合：4億8,000万円（無担保保険にかかる保証8,000万円を含む） ただし、保証申込時点における取扱金融機関による貸付（以下「借換対象貸付」という）の元本残高を限度とします。 ※融資限度額は1企業者7億円（1組合12億円）となります。
保証割合	40%
保証期間	延長を含め、最長3年
信用保証料率	借入金額に対し年0.88%（保証金額に対し年2.20%）
資金使途	借換対象貸付の元本残高の決済資金に限ります。 ただし、借換対象貸付は、事業資金として借り入れしたものに限りません。
貸付形式	証書貸付または手形貸付
返済方法	一括返済または分割返済
貸付金利	金融機関所定利率 ただし、借換対象貸付にかかる利率より低い利率となります。
担保・保証人	借換対象貸付にかかる担保・保証人と同一の条件となります。
必要書類	協会所定の申込書類のほか、以下①～⑤の書類が必要となります。 ①保証債務の消滅に関する同意書 ②借換依頼書 ③返済条件説明書 ④経営改善計画書 ⑤金利説明書 ※③及び⑤の書類は取扱金融機関にご用意いただく書類です。 ※これらの他にも書類をお願いすることがあります。
その他	本制度は、すべて事前相談制となっています。取扱金融機関を通じて事前相談をお願いします。
担当部署	保証相談：各事務所・支所（下表参照） 保証審査：業務統括部 経営支援課（TEL078-393-3920）

保証相談担当部署		電話番号	担当地域(お客様の主たる営業所所在地)	保証相談担当部署		電話番号	担当地域(お客様の主たる営業所所在地)
神戸事務所	保証相談一課	TEL:078(393)3909	神戸市中央区	姫路支所	保証相談一課	TEL:079(289)3611	姫路市(区部を除く)
	保証相談二課	TEL:078(393)3913	神戸市東灘区、灘区、北区		保証相談二課	TEL:079(289)3612	姫路市(区部に限る)、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡
	保証相談三課	TEL:078(393)3916	神戸市兵庫区、長田区、須磨区	但馬支所		TEL:0796(22)5171	豊岡市、養父市、朝来市、美方郡
	保証相談四課	TEL:078(393)3915	神戸市垂水区、西区、明石市、三木市			TEL:0799(22)4493	洲本市、淡路市、南あわじ市
阪神事務所	保証相談一課	TEL:06(6411)4146	尼崎市(北部を除く)	淡路支所		TEL:0795(22)6775	西脇市、小野市、加西市、篠山市、丹波市、加東市、多可郡
	保証相談二課	TEL:06(6411)4147	尼崎市(北部に限る)、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡	加古川支所		TEL:079(424)1105	加古川市、高砂市、加古郡
	保証相談三課	TEL:06(6411)4156	西宮市、芦屋市				